



2006年7月12日 第2006-38号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

政府・税制調査会で高木連合会長が意見表明

政府の税制調査会は7月11日、総会を開催。連合の高木会長が、働く者の立場から見た今後の税制改革のあり方についてプレゼンテーションを行いました。このなかで高木会長は、格差問題や雇用の現状を踏まえ、所得税の最高税率引き上げ、金融所得優遇税制の見直しをはじめ、所得・資産格差の是正などを通じた公平な税制を実現することを強く求めました。その後、高木委員のプレゼンテーションやこれまでの論点を踏まえ、討論が行われました。概要は下記の通りです。

次回以降の予定について石会長は、次回総会（7月14日予定）で総括的な議論を行った上で、素案作りに入り、9月の総会に提起したいとの意向を示しました。

【高木委員プレゼンテーションのポイント】

（基本的な視点）

- 働くことの意義と価値が尊重され、暮らし・雇用・子育て・老後の安心が保障される社会をめざす視点で税制も検討すべき。
 - 雇用は回復していると言うが、その内容は非典型労働の増加であり、所得の二極化につながっている。格差拡大は税制が持つべき所得再分配機能の衰えも大きな要因である。税制の不公平も依然として残っている。
 - 今後の税制改革にあたっては、とくに「公平」の視点が重要。社会保障財源について消費税ばかりが取り上げられているが、税制全体での検討、さらに税と保険料の役割分担が必要。
- （所得税について）
- 最高税率を恒久的減税の前に戻し、金融所得に対する優遇を見直して累進課税を行い、中期的には総合課税をめざす。
 - 給与所得控除の議論は、概算経費に関する議論に偏っており、担税力が軽視されている。雇用の不安定化で労働者の担税力は低下するなかで控除の縮小は容認できない。

- 各種控除の見直しにあたっては、課税最低限が既に国際的に見ても低くなっていることも踏まえ、単なる廃止・縮小ではなく、公平性・中立性を高める見直しを行うべきである。子育て支援については、所得控除では低所得者には効果が及ばない。児童手当の拡充で対応すべき。夫婦の就労選択に中立な税制とすべきである。
- 給与所得者の申告納税と年末調整の選択制を認め、納税者番号制度も早期に導入すべき。（消費税、相続税、法人税について）
- 消費税は、インボイス方式を早期に導入し、益税問題の解消や複数税率など逆進性の改善を行う。社会保障との関係については、年金目的税などの議論をすべき。
- 相続税は、事業承継問題についても検討しつつ、最高税率引き上げなど、税率構造の見直しにより課税強化をはかる。
- 法人税率は、これ以上引き下げるべきではない。

小泉改革が招いた格差拡大

討論の中で「格差問題と小泉改革の関係」を問われた高木会長は、「この間、非典型労働への置き換え、労働条件の切り下げ、労働分配率低下が行われてきた」と述べ、小泉内閣も含めた歴代内閣の対応には「言いたいことはたくさんある」と厳しい批判を表明。また、申告納税の選択性について、「殆どの給与所得者は申告の必要がないと思っているのが現実ではないか」との指摘に対しては、「国民が自ら申告することで、税制に対する関与を高めていく視点は重要」と申告納税の意義を主張しました。

所得補足格差を認識せよ

さらに、総合課税は現実問題として実態にそぐわないという意見に対しては、「源泉徴収によって100%所得捕捉されている給与所得者の立場を認識してもらいたい」と訴えました。